

健 食 品 第 1408 号
令 和 3 年 2 月 9 日

こども青少年局障害児福祉保健課長
こども青少年局こども家庭課長
こども青少年局保育・教育人材課長
こども青少年局保育・教育運営課長
こども青少年局こども施設整備課長
こども青少年局放課後児童育成課長
健康福祉局地域支援課長
健康福祉局生活支援課長
健康福祉局障害施設サービス課長
健康福祉局高齢在宅支援課長
健康福祉局高齢施設課長
健康福祉局介護事業指導課長
健康福祉局医療安全課長
教育委員会事務局健康教育課長

健康福祉局健康安全部食品衛生課長

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う
集団給食施設の取扱いについて（通知）

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）
については、平成 30 年 6 月 13 日に公布され、令和 3 年 6 月 1 日に施行となります。

この改正による学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供
与する施設（以下「集団給食施設」という。）についての取扱いをお知らせします。

営業にあたらぬ直営の集団給食施設は、改正法第 68 条において、営業施設に対する HACCP
に沿った衛生管理の制度化に係る規定、食品衛生責任者の選任、営業届出に係る規定等が準
用されます。

ただし、国からの通知により、1 回の提供食数が 20 食程度未満の給食施設は適用除外とさ
れています。

届出については、法に基づく手続きであることから詳細が明らかにされていない部分もあ
りますが、食品衛生責任者の資格取得等準備時間を要する内容もありますので、別添の本市
における改正法施行後の集団給食施設の取扱いについて、貴課の所管する関係施設等に対し
てご周知くださいますようお願いいたします。

担当 健康福祉局食品衛生課
食品衛生係 佐藤・高松
TEL:671-2460
HACCP 導入担当 瀬戸・廣田
TEL : 671-2448

1 HACCP に沿った衛生管理について

厚生労働省の通知にある通り、集団給食施設において「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従った衛生管理が実施されている場合は、HACCP に沿った衛生管理を実施しているものとして取り扱います。

中小規模等の集団給食施設については、厚生労働省がホームページで公開している手引書を参考に HACCP に沿った衛生管理を実施することとされていますが、現在給食施設向けの手引書は公開されていません。厚生労働省によると、給食施設向けの手引書は現在作成中で、今後公開される予定（時期は未定）です。通知では小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書が紹介されており、提供食数や調理の状況等の実情に応じて、最も適当な手引書を選択して使用することになります。手引書を選択等について、判断に迷う場合やご不明な点がある場合は、施設の所在する区の福祉保健センター生活衛生課へ御相談ください。

なお、各施設における HACCP への取り組み状況の確認については、通常の施設への立入り検査の際に実施することとしますが、状況により所管課と調整の上、所管課を通じて実施させていただく場合があります。

2 食品衛生責任者の選任について

食品衛生責任者を選任していない集団給食施設は、令和3年6月1日までに食品衛生責任者の資格を持つ方を養成又は雇い入れて、その業務を行うことが必要となります。

なお、食品衛生責任者の選任の手続きは、改正後の食品衛生法に基づく営業許可の申請又は営業届出の際に、申請（届出）様式に氏名等を記入いただきます。

ただし、現に稼働している集団給食施設の届出については、6か月間の経過措置期間が設けられているため、食品衛生責任者の選任の手続きは令和3年6月1日以降となっても差し支えありません。

3 営業の届出について

現在本市では、集団給食施設に対して食品衛生法施行細則第22条に基づく届出を求めているところですが、令和3年6月1日以降は、改正法により創設された届出制度を準用することが規定され、給食施設を設置する個人または法人による届出が必要となります。（令和3年6月1日の施行日時点において現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届出が必要です。）

また、届出方法については、従来の窓口での書面による届出の他、国の食品衛生申請等システムを利用した届出が可能となる予定です。具体的な届出方法については、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

※ 1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する特定給食施設を対象とする「健康増進法」及び1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する小規模給食施設を対象とする「横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例」に基づく給食開始届出制度についての変更はありません。

4 1回の提供食数が20食程度未満の少数特定の者を対象とする給食施設

上記の HACCP に沿った衛生管理、食品衛生責任者の選任及び営業の届出の規定は適用されません。

ただし、食中毒のリスクの高い高齢者や乳幼児等を対象とした社会福祉施設については、現場への監視指導、衛生講習会受講の推奨及び啓発チラシの配布等による情報提供を実施し、これまでと同様に衛生管理の支援を行う予定です。引き続き御協力をお願いいたします。

5 調理業務を委託する給食施設について（1回の提供食数による制限なし）

これまで集団給食施設の設置者が献立作成、食材調達、調理記録の確認等の衛生管理を主体的に行う小学校給食等にあつては、調理作業を外部事業者へ委託していても、受託事業者の営業許可は不要として扱ってきました。

しかしながら、今回の法改正に伴い、集団給食施設の設置者又は管理者が調理業務を外部事業者へ委託している場合、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要があると厚労省から通知がなされたことをうけ、小学校給食のような施設については、給食の提供食数にかかわらず受託事業者へ営業許可を取得いただくこととなります。

(1) 調理業務を委託している給食施設のうち受託事業者が営業許可を取得していない場合

受託事業者は令和3年6月1日までに営業許可を受ける必要があります。営業許可取得にあたっては、施設の構造設備が許可基準に適合している必要がありますので施設設置者に対して設備の確認と受託者へ営業許可手続きが必要な旨をお知らせくださるようお願いいたします。

営業許可取得にあたっては神奈川県条例で定める飲食店営業の施設基準を満たす必要がありますので、施設の所在する区の福祉保健センター生活衛生課へ御相談ください。

(2) 受託事業者が営業許可を受けた場合（受けている場合）

集団給食施設の届出（上記「3営業の届出」）の要否については詳細が決まり次第、具体的な届出方法と共に改めてお知らせいたします。

ただし、上記3※「健康増進法」及び「横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例」に基づく給食開始届出制度については、受託事業者の営業許可の有無に関わらず届出が必要です。

なお、受託事業者が変更となる場合は、その都度、変更後の新たな受託事業者が営業許可を受ける必要があります。

(3) 病院給食について

病院内に給食施設があり、提供対象が患者のみである場合は、調理業務を外部事業者へ委託していても営業許可不要としていましたが、今回の法改正に伴い、同様に令和3年6月1日までに飲食店営業の許可を受ける必要があります。

事 務 連 絡

令 和 2 年 8 月 5 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う

集団給食施設の取扱いについて（情報提供）

標記に関して、別添のとおり、集団給食施設を所管する関係省及び厚生労働省
内の関係課長宛て通知しましたので、業務の御参考にお知らせします。

(別記)

法務省矯正局矯正医療管理官

法務省保護局更生保護振興課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医政局地域医療計画課長

厚生労働省子ども家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

薬生食監発0805第3号
令和2年8月5日

(別 記) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う
集団給食施設の取扱いについて

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)については、平成30年6月13日に公布され、また、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年11月7日及び同年12月27日に公布されたところ です。

この改正により、令和2年6月1日から、原則、全ての食品等事業者は、HACCP に沿った衛生管理を実施することとなったこと及び食品衛生責任者を選任することとなったことに加え、令和3年6月1日からは、営業許可の対象とならない業種の営業者については、施設の所在地を所管する都道府県知事等に営業の届出をしなければならないこととなります(ただし、HACCP に沿った衛生管理及び食品衛生責任者の選任については、施行から1年間は経過措置期間とし、その間は従来の基準が適用されます。また、営業の届出については、令和3年6月1日の施行日時点において現に稼働している施設については、6ヶ月間の経過措置期間が設けられています)。

これらの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設(以下「集団給食施設」という。)についても準用されることから、貴課が所管する関係機関又は施設に対して、下記の点を踏まえて、制度の周知をし、必要に応じて指導を行っていただきますよう、御協力方よろしくお願いいたします。

記

一 HACCP に沿った衛生管理について

- (1) 従来通知している「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」（※1）は、HACCPの概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じないこと。これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書（※2）を参考にしてHACCPに沿った衛生管理を実施することも可能なこと。

※1：「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000168026.pdf>）

※2：小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書等（厚生労働省ホームページ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html））

- (2) 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、調理師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てるのが可能であること（※）。講習会の開催予定等の詳細については管轄の保健所等に確認されたいこと。

※食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 食品衛生法第30条に規定する食品衛生監視員又は第48条に規定する食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- (2) 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法第7条に規定する衛生管理責任者若しくは第10条に規定する作業責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に規定する食鳥処理衛生管理者
- (3) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

二 営業の届出について

- (1) 集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出ること（令和3年6月1日の施行日時点において現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出ること。）。また、電子申請システムによる届出も可能となること（※）。

※食品衛生申請等システム リーフレット (<https://www.mhlw.go.jp/content/000649302.pdf>)

- (2) なお、施設の設置者又は管理者が、調理業務を外部事業者に委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は令和3年6月1日までに通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要があること。

三 少数特定の者を対象とする給食施設について

1回の提供食数が20食程度未満の給食施設については、HACCPに沿った衛生管理、食品衛生責任者の選任及び営業の届出の規定は適用されないこと。その場合であっても、上記手引書や「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号）」（※）等を参考に、自主的な衛生管理の徹底及び向上に努められたいこと。

※「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号）」 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5920&dataType=1&pageNo=1)

参考

「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」（令和2年6月1日最終改正） (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000153364_00001.html)